

主食糧遅配主因に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月二十七日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

昭和廿三年五月廿日

主食糧遅配主因に関する質問主意書

一、政府は本年度は主食物の遅配はない見込と発表してあるが東京都内で現在六日前後の遅配を知つてあるか事実に関し処見を問う。

二、主食遅配の主因が政府の手落ちか、食糧公團のかけひきか処見を問う。

三、現在東京都の配給方法は公團員が配達前に各戸を集金に廻り前金を取り上げて配達は数日おくれであるが、政府の方針は代金引換現金賣制か先き取り主義か処見を問う。

右質問に対し、御答弁を要求する。